

令和5年度介護予防・日常生活支援総合 事業者運営指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

第1 運営指導の実施状況

目的

吹田市では、介護保険法第23条及び吹田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等指導要領等、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、運営指導を実施しました。

実施回数

吹田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等指導要領等により、運営指導を1事業所あたり6年に1回を目途に実施しています。

運営指導の結果は、次のとおりです。

※対象事業所は、令和5年4月1日現在の事業所です。

※事業所数の集計方法を、サービスごととしています。

令和5年度運営指導結果一覧表(Ⅰ)

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 (B/A)
訪問型サポートサービス	124	18	15%
通所型サポートサービス	93	13	14%
介護予防ケアマネジメント	16	-	-
合 計	233	31	13%

令和5年度運営指導結果一覧表（Ⅱ）

サービス名称	指摘 事業所数	口頭指摘・文書指摘【あり】の 事業所数		
	合 計	口頭指摘 のみ	文書指摘 のみ	口頭指摘 及び 文書指摘
訪問型サポートサービス	18	3	0	15
通所型サポートサービス	13	0	0	13
介護予防ケアマネジメント	0	0	0	0
合 計	31	3	0	28

第2 文書指摘事項

1 文書指摘事項の順位

順位	運営基準等の項目	指摘事項	主な指摘原因
第1位	運営基準	従業者に関する記録(労働者名簿、履歴書、労働条件通知書、雇用契約書等、勤務体制、タイムカード、出勤簿)	従業者に関する記録の未整備等
第2位	運営基準	運営規程及び重要事項説明に係ること	運営規程や重要事項説明書の記載内容の不備等
第3位	設備基準	事故の未然防止等	石鹼やナースコールの配置等
第3位	介護給付費関係	基本料・加算に係ること	加算要件の未実施等による介護報酬の請求等
第5位	運営基準	秘密の保持に係ること	利用者やその家族の個人情報の使用同意不備等

2 主な指摘事項

(1) 運営基準

【従業者に関する記録に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	勤務する時間、職種等の予定が勤務表に反映されていなかった。	
2	従業者の出退勤時間が記録されていなかった。	

【運営規程及び重要事項説明書等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	重要事項説明に際して、日付の記載がなかった。	
2	運営規程の必要事項（サービス利用料その他費用の額等）の記載がなかった。	
3	重要事項説明書の必要事項（サービスの第三者評価の実施状況、費用の見積もり等）の記載がなかった。	

【秘密保持に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	利用者等の情報を漏らさないための従業者の誓約書等の必要な措置が取られていなかった。	

(2)設備基準

【事故の未然防止等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	洗面台に設置されている石鹸について、誤飲防止の措置がとられていなかった。	
2	浴室や静養室のナースコールについて、適切な位置に配置されていなかった。	

(3)介護給付費関係

【加算関係に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運動器機能向上サービスについて、理学療法士等が暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な長期目標及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な短期目標を設定していなかった。	

第3 監査の実施状況

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- (1) 不正の手段により事業者指定を受けた
- (2) 指定基準に重大な違反
- (3) 介護報酬の請求に不正又は著しい不当
- (4) サービスの内容に不正又は著しい不当
- (5) 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず
又は虚偽の報告をした
- (6) 利用者に対する虐待
- (7) 出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは
虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

令和5年度は、2法人2事業所に監査を実施しました。